

不倫を理由とした妻からの離婚請求

離婚

事案の概要

40代 男性 会社員

相談者の帰宅が遅いことから、相談者の浮気を疑った相手方は、興信所を利用して相談者の浮気の証拠をつかんでいる様子でした。相手方からは、浮気を追及され、離婚とともに慰謝料についても要求を受けましたが、話し合いが決裂し、相手方は子供（高校生）を置いて、家を出て別居となりました。

別居後、相手方の弁護士から300万円の慰謝料を要求する内容証明郵便が届きました。相手方弁護士との交渉も頓挫したためそのまま放置していたところ相手方は離婚調停を申し立てました。今後の対応が不安となった相談者は、当事務所に離婚手続きを依頼しました。

解決結果

離婚については、双方争いない状況でした。

先方が求める慰謝料が高額であったことから、なんとか慰謝料額を下げて和解ができないかがポイントとなりました。最終的には慰謝料を150万円で和解することで合意し、離婚調停が成立となりました。

担当弁護士からひとこと

先方は不貞の確たる証拠を持っていたことから、仮に裁判となっても慰謝料を排斥することは難しい状況でした。

他方で、先方も数年前に浮気をしていたと思われる証拠も残されており、仮に裁判になった場合には、その点を材料に慰謝料の減額事由として追及できる可能性もあったところです。

このような先方側の事情を調停で主張し、双方が歩み寄る形での解決となりました。